

# 高知医療・介護情報連携システム

## 利用規約

(本利用規約の目的)

第1条 一般社団法人高知医療介護連携システム（以下「当法人」）が運営する高知医療・介護情報連携システム（以下「当システム」）は、医療機関や介護事業所等の職員が患者・利用者の医療・介護等の情報を共有のうえ、連携してより良い医療や介護サービス等を提供するために利用するシステムである。「高知医療・介護情報連携システム利用規約」（以下「本利用規約」）は、当システムを利用する全ての事業所及び職員が、当システムを利用する際の一切の行為に適用される。

2 本利用規約は、当システムの利用条件を定めるものである。

3 当システムを利用する者は、当システムを利用することにより、本利用規約の全ての記載内容について同意したとみなされる。当システムを利用する者とは、当法人の職員、当システムを利用する医療・介護等事業所の職員、運用保守サービス事業者の職員を含む、当システムを利用する全ての事業所及び職員のことを指す。

(用語の定義)

第2条 本利用規約における用語の定義を以下に定める

用語	説明
本利用規約	「高知医療・介護情報連携システム利用規約」を指す。
当法人	「一般社団法人高知医療介護連携システム」を指す。
事務局	「一般社団法人高知医療介護連携システム内に、高知医療・介護情報連携システムの運用を目的として設置された事務局業務を行う部署」を指す。
当システム	「高知医療・介護情報連携システム」を指す。
参加事業所	「当システムを利用する病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所、居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス等の介護サービス提供事業所、福祉サービス提供事業所、行政（地域包括支援センター、福祉保健所等）、職能団体等」を指す
事業所責任者	「上記、参加事業所において、事業所及び職員による個人情報の取扱いの管理、当システムを利用する職員や使用する機器の管理について責任を負う担当者」を指す。
当システムを利用する全ての事業所	「一般社団法人高知医療介護連携システム、当システムを利用する医療機関・介護事業所等、運用保守サービス事業者を含む、当システムを利用する全ての事業所」を指す。
ユーザー	「上記、当システムを利用する全ての事業所において、当システム利用する全ての職員」を指す。
参加同意者	「当システムに参加し、自身の個人情報の登録について同意した患者及び介護サービス利用者」を指す。

当システムで利用する(している)情報機器	「当システムを利用するために登録する(している)パソコン、iPhone、iPad」を指す。
----------------------	---

(本利用規約の範囲)

第3条 本利用規約の規定と個別の約定における利用規定が異なる場合は、当該利用規定が優先される。

2 本利用規約の規定が、当法人が定める他の規約の規定のうち当システムに対しても適用される部分の規定と異なる場合は、本利用規約の規定が優先される。

(本利用規約の変更)

第4条 当法人は、当法人の判断により本利用規約をいつでも任意の理由で変更できる。

2 変更後の利用規約は、当法人が別途定める場合を除いて、当システム上に掲示した時点、メールにてサーバーに到着した時点、郵送等にて配付した時点より効力を生じる。

3 ユーザーが、本利用規約の変更の効力が生じた後に当システムを利用する場合は、変更後の利用規約の全ての記載内容に同意したものとみなされる。

(当システムの変更等)

第5条 当法人は、当法人の都合により、当システムをいつでも任意の理由で追加、変更、中断、終了することができる。

(当システムの利用資格及び利用申込)

第6条 当システムの利用資格を有する者は、当法人内に設置されたシステム運営事務局(以下、「事務局」)に対してユーザー登録の手続きを完了した者に限られる。

2 当システムの利用を希望する者は、本利用規約、別途定める「高知医療・介護情報連携システム個人情報取扱規約」(以下「個人情報取扱規約」)、「利用に関する誓約事項」に同意・承諾した上で、当法人が別途指定する手続きに従って当システムの利用を申し込み、当法人がこれに承認を行った時点でユーザーとなるものとする。

3 当法人は、利用希望者が以下の項目に該当すると判断した場合、当法人は当該申込みを承認しない場合がある。

- (1) 利用希望者が既に当システムのユーザーになっている場合。
- (2) 利用希望者が日本国外に所在する場合。
- (3) 利用希望者が、過去に利用規約違反等により、ユーザーの資格を喪失している場合。
- (4) 申込内容に虚偽、誤記又は記入もれがあった場合。
- (5) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生、会社更正、特別清算の申し立てを受けている場合。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けている場合、その他支払停止の状況にある場合。
- (7) 公租公課の滞納処分を受けている場合。
- (8) その他、当法人が利用希望者をユーザーとすることを不相当と判断する場合。

(登録内容の変更届出)

第7条 ユーザーは、当システム利用の申込みにおいて届け出た内容に変更があった場合には、速

やかに当法人指定の方法による変更の届出を事務局に行わなければならない。

2 ユーザーが前項の届出を怠った状態で、事務局が従前の通知先に通知を行った場合には、事務局が従前の通知先に通知を行った時に通知が完了したものとみなす。

#### (通知及び同意の方法)

第8条 当法人(事務局)から参加事業所又はユーザーへの通知は、本利用規約の別段に定めのある場合を除き、当システム上に掲示、メール、当法人が適当と認めるその他の方法により送付される。

2 前項の通知は、当システム上に掲示した時点、メールにてサーバーに到着した時点において、ユーザーへの通知が完了したものとみなす。

3 ユーザーは、当法人(事務局)が発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとする。

4 当法人(事務局)は通知完了日より30日の経過をもって、同通知の内容についてユーザーの同意を得たものとみなす。

#### (個人情報保護)

第9条 当システムを利用した個人情報の取扱いについては、別途定める「高知医療・介護情報連携システム個人情報取扱規約」に則って管理するものとする。

#### (参加事業所及び事業所責任者の責務)

第10条 参加事業所は、当システムを利用する事業所内のユーザー登録、ユーザーによる個人情報取扱い等の当システム利用に関する管理、及び利用する情報機器の登録、機器のセキュリティ対策に関する管理等を行う事業所責任者を設置し適切な管理体制を整えなければならない。

2 事業所責任者は、当システム利用にあたり、事業所及び事業所内のユーザーが本利用規約、「個人情報取扱規約」、および厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、個人情報保護に関する法令等を遵守することに責任を持つ。

3 事業所責任者は、事業所内のユーザーによる個人情報の取り扱いに関し、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるとともに、個人情報の漏洩等が起きないように、適切な管理監督を行わなければならない。

4 事業所責任者は、職員及び職員であった者との雇用契約や就業規則、教育研修等において、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すなど必要かつ適切な監督をしなければならない。なお、派遣労働者についても、従業者に準じた教育研修等の実施に配慮しなければならない。

5 事業所責任者は、事業所内のユーザーおよび当システムを利用する他事業所のユーザーが本利用規約および「個人情報取扱規約」を遵守しない等の不正な利用を疑った場合は速やかに当法人(事務局)に報告しなければならない。

6 事業所責任者は、個人情報の漏洩の事案の発生またはそのおそれを認識した場合、速やかに当法人(事務局)に報告し適切な措置を講じなければならない。

7 参加事業所(事業所責任者)は、利用環境に応じて不正アクセス及び情報漏えいの防止等のセキュリティ対策を講じなければならない。

8 事業所責任者は、当システムで利用する情報機器の盗難、紛失、置き忘れ等の防止のために一元的に管理し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 9 事業所責任者は、当システムで利用する情報機器の盗難、紛失、置き忘れ等が発生した場合は、当法人（事務局）に速やかに報告し適切な措置を講じなければならない。
- 10 事業所責任者は、参加同意者から当システムを利用した情報共有に関して苦情等の問い合わせがあった場合には対応を行わなければならない。

#### （ユーザーの責務）

- 第 11 条 ユーザーは、当システム利用にあたっては本利用規約を遵守しなければならない。
- 2 ユーザーは、個人情報の取り扱いについては「個人情報取扱規約」および厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
  - 3 ユーザーは、それぞれの事業所の在職中、及び退職後においても、当システムを利用して知り得た個人情報に関して、個人情報保護に関する法令等を遵守し、「個人情報取扱規約」に定める目的以外に利用してはならない。
  - 4 ユーザーは、漏えい、滅失又はき損の防止、その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
  - 5 ユーザーは、当システムに登録されている個人情報を、SNS (Social Networking Service)等を含む他のネットワークに複写してはならない。
  - 6 ユーザーは、当システム内に掲示された患者及び関係者の個人情報を最新かつ正確な状態で管理しなければならない。
  - 7 ユーザーは、当システムで利用する情報機器の盗難、紛失、置き忘れ等の防止のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
  - 8 ユーザーは、当システムで利用する情報機器の盗難、紛失、置き忘れ等が発生した場合は、当法人（事務局）に速やかに報告し適切な措置を講じなければならない。
  - 9 ユーザーは、自己の責任において当システムを利用するものとし、当システムを利用してなされた一切の行為及びその結果について一切の責任を負うものとする。
  - 10 ユーザーは当システムの利用により他人の名誉をき損した場合、プライバシー権を侵害した場合、許諾なく第三者の個人情報を開示した場合、法令等に違反する行為を行った場合、その他他人の権利を侵害した場合には、当該ユーザーの所属する事業所および当該ユーザーは自身の責任と費用において解決しなければならない。

#### （事務局の責務、業務）

- 第 12 条 当法人及び事務局の職員は、当システムの運用・管理にあたり、本利用規約、「個人情報取扱規約」、厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
- 2 事務局は、ユーザーの氏名及び職種、事業所、人数を把握し適切に管理しなければならない。
  - 3 事務局は、ユーザーの登録・変更・削除、及びアカウント（ID・パスワード）の発行に関する手続きについて適切に管理しなければならない。
  - 4 事務局は、ユーザーが当システムの利用のために使用する情報機器の登録に関する手続きについて適切に管理しなければならない。
  - 5 事務局は、参加同意者の停止・削除に関する手続きについて適切に管理しなければならない。

6 事務局は、当システムの良好な運用を維持するため、必要に応じてシステムに関する機能の変更または停止を行う。その場合は、参加事業所・ユーザーに対して事前にその旨、当システムを通じて連絡するものとする。ただし、緊急その他事務局が特に理由があると認める時はこの限りでない。

7 事務局は、参加同意者からの当システムに関する各種問い合わせに対応しなければならない。

(当システムで利用する情報機器の準備について)

第 13 条 参加事業所（事業所責任者）は、当システムを利用するために必要なあらゆる機器、ソフトウェア、通信手段を参加事業所の責任と費用において、適切に整備しなければならない。

2 当システムを利用するための情報機器は、参加事業所において事業所内の業務を行うために事業所が管理している機器のみとする。

3 参加事業所（事業所責任者）は、当システムで利用する情報機器の登録に係る手続き、その内容について責任をもつ。

4 参加事業所（事業所責任者）は、当システムを使用する全てのパソコンにコンピューターウイルス対策を講じなければならない。

5 当システムで利用する情報機器に、ファイル共有ソフト等の不適切なソフトウェア、アプリケーションのインストールをしてはならない。当システムの利用と直接関係のないソフトウェア・アプリケーションのインストールは参加事業所内の業務のために必要なもののみとする。

(ユーザー登録、アカウント (ID・パスワード) の管理)

第 14 条 参加事業所（事業所責任者）は、事業所内のユーザー登録に係る手続き、その内容に責任をもたなければならない。

2 参加事業所（事業所責任者）は、ユーザーの登録情報の変更、または削除が必要となった場合は速やかに所定の手続きを行わなければならない。

3 ユーザーは、ユーザー登録に際し自分の管理に属する使用可能なメールアドレスを登録メールアドレスとして登録する。また、当該登録メールアドレスが自己の管理に属さなくなったときには、自己の管理に属する使用可能な別のメールアドレスに変更し速やかに事務局に届け出なければならない。

4 ユーザーは 1 人につき 1 つのアカウント (ID・パスワード) を保有するものとし、ユーザー 1 人が複数のアカウント (ID・パスワード) を保有すること、複数のユーザーが 1 つのアカウント (ID・パスワード) を共同して保有することはできない。ただし、当法人 (事務局) が別に認めた場合を除く。

5 ユーザーは、自己のアカウント (ID・パスワード)、登録メールアドレスの不正利用の防止に努めるとともに、その管理について管理責任を負うものとする。

6 ユーザーは、自己のアカウント (ID・パスワード)、登録メールアドレスを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはいけない。

7 参加事業所（事業所責任者）は、ユーザーによる当システムの利用状況や、アカウント (ID・パスワード) の管理状況について把握し、問題が生じた場合は速やかに当法人 (事務局) に報告しなければならない。

8 ユーザーは、自己のアカウント (ID・パスワード)、登録メールアドレスが盗まれたり、第三者

に使用されていることを知った場合には、直ちに事業所責任者及び事務局にその旨を連絡するとともに、指示がある場合には、これに従わなければならない。

(患者・介護サービス利用者情報の登録、開示、共有)

第15条 当システムに患者及び介護サービス利用者（以下「患者」）情報を登録・開示し、その情報を参加事業所間で共有すること及びその目的について、ユーザーは開示するすべての患者から同意を得た後、当システムへの患者情報の登録・開示、参加事業所との共有を行うものとする。

2 ユーザーは患者の同意取得が困難な場合は家族・主たる介護者等の代理人から代諾を取得する。

3 ユーザーは患者又は家族・主たる介護者等の代理人から署名を得た同意書を、患者登録を行う際に当システムに登録する。

4 事業所責任者は、事業所内のユーザーが当システムで情報共有を行っている参加同意者の同意及び同意書の有無について確認・管理を行わなければならない、責任を負うものとする。

5 ユーザーは参加同意者から当システムへの同意の撤回等の変更が生じた際には速やかに事務局に所定の手続きをしなければならない。

6 参加同意者の情報を共有する参加事業所の追加・変更・解除を行う場合は、ユーザーはその旨について参加同意者の同意を取得しなければならない。

7 ユーザーは当システムを利用してアップロードした情報を必要に応じて適宜バックアップするものとする。

(禁止事項)

第16条 ユーザーは、当システムの利用にあたって、以下の行為を行ってはならない。

(1) 他のユーザー、第三者もしくは当システムの著作権又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。

(2) 他のユーザー、第三者もしくは当事業の財産又はプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。

(3) 上記(1)(2)の他、他のユーザー、第三者もしくは当事業に不利益又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為。

(4) 他のユーザー、第三者もしくは当事業を誹謗中傷する行為。

(5) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他のユーザー又は第三者に提供する行為。

(6) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為。

(7) アカウント（ID・パスワード）を不正に使用する行為。

(8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、当システムを通じて又は当システムに関連して使用もしくは提供する行為。

(9) その他、法令等に違反する、又は違反するおそれのある行為。

(10) その他、当事業が不適切と判断する行為

2 ユーザーは、前項に該当する行為によって当法人、他のユーザー及び第三者に損害が生じた場合、ユーザー資格を喪失した後であっても、すべての法的責任を負う。

(当システムの参加事業所の公開)

第 17 条 当法人（事務局）は当システムの参加事業所の事業所名を広報の為の資料やホームページ上などで公開する。

（利用料金）

第 18 条 参加事業所は当システムの利用にあたり当法人が定める料金を支払わなければならない。参加事業所が支払う利用料金、支払い方法等については別の規定で定めるところによる。

（免責事項）

第 19 条 当法人は、当システムを介してユーザー間でおこなわれる情報、及びコンピュータープログラム等の通信に起因する一切の損害について賠償する義務を負わない。

2 ユーザー間の紛争があった場合は、当該ユーザー間で解決するものとし、当法人は責任を負わない。

3 当法人は、当システムの内容の追加、変更、又は当システムの中断、終了によって生じたいかなる損害についても一切責任を負わない。アクセス過多、その他予期せぬ要因で表示速度の低下や障害等が生じた場合も同様とする。

4 当法人は、ユーザーによってアップロードされる情報を監視したり、保存する義務を負わない。

5 当法人は、ユーザーが当システムを利用してアップロードした情報に関して一切責任を負わない。

6 当法人は、ユーザーによって当システムにアップロードされる情報の合法性、道徳性、信頼性、正確性について責任を負わない。

7 当法人は、ユーザーによって当システムにアップロードされる情報の、当該ユーザーが所属する法人・団体等の内部規則等への適合性について責任を負わない。

8 当法人は、必要に応じて、ユーザーによって当システムにアップロードされる情報の内容を閲覧したり、保存することができるものとする。当法人は、それによって生じたいかなる損害についても、一切責任を負わない。

9 当法人は、第 20 条の規定に基づき、関連する情報につき削除等の対応をおこなう場合があるが、それによって生じたいかなる損害についても一切責任を負わない。

10 当法人は参加事業所及びユーザーによるアカウント（ID・パスワード）、登録メールアドレスの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害について一切責任を負わない。

（当事業の削除権限）

第 20 条 当法人は、次に掲げる場合には、情報の違法性・規約違反の有無に関わらず、関連する情報について、その全部もしくは一部の削除又は公開範囲の変更等の不利益な措置を行うことができるものとする。

- (1) 本利用規約又はその他の利用規約等に違反する行為又はそのおそれのある行為が行われたと信じるに足りる相当な理由があると判断した場合
- (2) 公序良俗に反する情報、他人の権利を侵害する情報、法令に違反抵触する情報及びこれらに準ずる情報がアップロードされた場合
- (3) 公的な機関又は弁護士等の専門家から、情報について違法、公序良俗違反又は他人の権利を侵害する等の指摘・意見表明があった場合。

- (4) 権利者と称する者から、情報が自分の権利を侵害する旨の申告があった場合。ただし、権利者と称する者から、権利者であることを合理的に判断できる資料を提示され、当事業にて慎重に検討した結果、権利者であると当事業が判断した場合に限る。

(利用資格の喪失)

第 21 条 ユーザーが利用の停止を希望する場合には、ユーザーは当法人所定の方法により事務局に申出を行うものとする。

2 当法人は、ユーザーが次の各号に掲げるいずれかの行為を行った場合には、当法人の判断によって、当該ユーザーの利用を停止させることができる。

- (1) 高知医療・介護情報連携システムの利用資格を喪失した場合
- (2) ユーザーが利用料金の支払いを延滞した場合
- (3) 本利用規約、「個人情報取扱規約」又はその他の規約等に違反した場合
- (4) その他当法人が不適切と判断した場合

(本利用規約及びその他の規約等の有効性)

第 22 条 本利用規約及びその他の規約等の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本利用規約及びその他の規約等のその他の規定は有効とする。

2 本利用規約及びその他の規約等の規定の一部があるユーザーとの関係で無効とされ、又は取り消された場合でも、本利用規約及びその他の規約等はその他のユーザーとの関係では有効とする。

(本利用規約又はその他の規約等の違反行為等への対処)

第 23 条 当法人は、ユーザーが本利用規約又はその他の規約等に違反したと認められる場合、その他当法人が必要と認める場合は、当該ユーザーに対し以下の対処を講ずることがある。

- (1) 本利用規約又はその他の規約等に違反する行為等を止め、同様の行為を繰り返さないことを要求すること。
- (2) 情報の削除・訂正を求めること。
- (3) 情報の全部もしくは一部を削除し、公開範囲を変更し、又は閲覧できない状態（非公開）にすること。
- (4) 強制的に利用を停止する措置をとること。

2 ユーザーは、当法人が本利用規約の規定に基づいて行った対処について、異議を申し立てることはできない。

附則

本利用規約は平成 27 年 11 月 25 日から施行する。

本利用規約の施行前にユーザーによって行われた行為についても本利用規約が適用される。

本利用規約は令和元年 7 月 1 日に改定、施行する。